

開 会 （午前10時00分）

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） 皆さん、おはようございます。

ちょうど定刻になりましたので、ただいまから令和6年第10回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は全委員が出席しておりますので、富岡町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりとなっております。

---

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第13条の規定によりまして、議長において

6番 渡 邊 康 男 委員

7番 笹 山 光 政 委員

の2名を指名いたします。よろしく申し上げます。

---

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

事務局より説明は何かありますか。

○事務局副主査（佐藤高広君） 本申請については、事業計画変更申請の申請であるため、会長と協議をしまして、現地調査のほうは省略させていただきました。

場所については、7ページ及び8ページを御覧いただければと思うのですが、夜の森法泉寺の前の道路を北に300メートルほど進みまして、常磐線の下をくぐり抜けてすぐの左側の坂を上った先に位置しております。

変更する箇所については、9ページの土地利用計画図の添付したものを御覧いただければと思いますが、先ほど説明のありましたとおり、パネルの位置変更や管理用スペースの設置など、非常に軽微なものとはなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

事務局から説明がありましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） この変更の申請の事由の中で、県から転用許可後に、今回これ9月5日に現地確認により判明したと、農業委員会事務局。それで、この東北電力との接続協議って、事前にこれやる必要はなかったのですか。その辺ちょっと不可解なのですが、あくまでも転用許可が出た後でないと電力とは協議できないのですか。事前協議みたいなあれはあってしかるべきのような気がするのですが、その辺、事務局、どうですか。どういうふうになっているのですか。

○議長（佐藤清隆君） 事務局、佐藤さん。

○事務局副主査（佐藤高広君） 今回行政書士の方にそちらの事情を確認したところ、許可後に急遽変更してくださいというようなお話があったということで、実際協議は終了していたのですが、ちょっと急遽変更の必要が出たということを行政書士の先生からお話を聞いております。

説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） 6番、渡邊さん。

○6番（渡邊康男君） 私が聞きたいのは、事前に東北電力と協議をしていれば、計画変更なんて必

要なかったでしょうということを言いたいのです。その辺が、事務局長、大丈夫ですか。事前協議しないで、それで計画変更を行うのだみたいな、そういうのって、電力との事前協議は必要なかったのですか、これ計画する際に、申請する際に、我々農業委員会。それを聞きたいのです。

○議長（佐藤清隆君） はい。

○事務局長（原田徳仁君） 今康男委員からあったとおり、当然しかるべきだと思っております。この場所で太陽光発電事業を展開したいという形であれば、当然のことながら農業委員会のほうにこのような形で転用関係のものをやることと併せて、東北電力と接続できますかという協議は必ず必要なものであります。ということは、事前にこの事情をきちんと説明した上で、これなら大丈夫ですね、あとは農地関係ですので、農業委員会と確認してくださいというのが筋だと思っております。今回話が、今佐藤から話が、説明いたしました、急遽ということはあまりない事例だと思っておりますので、ここの部分は発電事業者のほうでしっかりと、土地利用計画がこのぐらいでいいだろうではなく、きちんとこの点をもって東北電力に詰めなければいけない部分かと思っておりますので、この点は指導させていただきます。今後こういうことがないようにということで、県のほうからもこの顛末書を出しなさい、今回限りですよという話でありますので、まさに今康男さんがご指摘のことは当然のことだと思っております。農業委員会の受付をする際にこの点についてはしっかりとこれから詰めていきたいと思っております。

○議長（佐藤清隆君） 塚野さん。

○4番（塚野芳美君） 局長、話が重なって申し訳ないのだけれども、東北電力との接続可能かどうかという調整は、実際に相当何か月も前に、いいですよと、そしてでは何号のどの電柱に接続ねという、それが決まって、それで、ではここはできるから、農業委員会に申請しようという段取りになるはずですから、今の事務局の説明だと、あたかも東北電力が農業委員会の許可後に急遽何か電柱を加えたみたいな話をしていますけれども、その真偽は我々は確認ができませんけれども、私は信用できません、そういう説明が。今まで私も幾つかの話聞いていますけれども、もう電柱の番号まで決まって始まっているわけですから、だからここには何キロつないでいいですよと。どうも信用し難いいきさつなので、そういうことを今後どうやって防ぐのか考えていかななくてはいけないと思うのです。ちょっと蛇足になりますけれども、農業委員会もしっかりしないと、清水にある土地、過去に農転を許可した土地、資材置場にするよとって許可したのに、一回も資材置場にしないで、もう転売されているのですよね。それは、農業委員会としてどうやってそういうのを、そういう不正を防ぐのかも併せて農業委員会として考えなくてはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 局長。

○事務局長（原田徳仁君） 今ほど塚野委員からありましたご指摘については、受付している側としてはしっかりとそこは反省しなければいけない部分かと思っております。書類が出た段階できちんと中身を精査して、これで大丈夫ですよという念押しという形になって、これから受付をさせていただきます。

きたいと思います。筋としては、今ほど塚野委員がおっしゃったとおりに、ここの発電した電気をこの電柱につなげて接続していきますというのが分かった上で、この場所はできますよというのが当然のことだと思っていますので、急遽変更というのは特例中の特例だと思ってはいるものの、恐らくフェンスの中と外、位置関係からいうとそんなに離れていない部分があるかと思いますが、その軽微な部分かと思っていますけれども、そういうことまできちっとこれから詰めていきたいと思っておりますので、急遽ということで今回は受付、事業変更申請があったということで、受付をさせていただきました。

それから、2つ目の点でございます。こちらは、事務局としてというよりも、この農業委員会としての当たる関係のこともありますので、きちんと事業計画に基づいて転用した後、ちゃんと活用されていますねという、フォローというわけではないですが、そこのほうはパトロールもしていきたいと思っております。2点目は、事務局も含めて、農業委員も含めて、推進委員も含めて、これからみんなで防いでいきたいと考えております。当然のことながら、違反転用という形になってきましたら、その点の部分は法に触れる部分でありますので、きちっと指導していきたいと考えています。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 1番、林君。

○1番（林 秀樹君） 今回こういうふうな東北電力から指導を受けたとかつてありますけれども、これ事務局側としても東北電力とかから、例えば9ページとかにあるようなこの図面に対して、電柱の位置をどうしてくださいとか、こういう管理用のスペースを取ってくださいという、東北電力で何か外観的なものをもらうことってできれば、もうちょっと受付するときいろいろと指導できるのではないかなと思うのですが、その辺ちょっと申し込んでみるのはどうかななんて思って今考えたのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 佐藤さん。

○事務局副主査（佐藤高広君） そちらについては、東北電力さんに確認してみたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） ないようでございますので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第20号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

---

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他で事務局から何かありますか。  
佐藤さん。

〔事務局佐藤副主査説明〕

本日午後から農地パトロールを予定しておりましたが、今回、申請案件が少なかったことから、農地パトロールを、この後総会終了後行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤清隆君） それでは、皆様に申し上げます。それでは、早速農地パトロールのほうに移りたいと思いますので、総会のほうはこれで閉じたいと思います。

〔「すみません。その前に1つよろしいですか」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） はい。

〔「その他でちょっとお聞きしたいことがあるんですけど」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） どうぞ。

○8番（小坂竜也君） その他ということちょっと確認なのですけれども、先ほど塚野委員のほうからあった転用後に売買されているということだったのですけれども、私の今回の農地パトロールエリアではないのですけれども、事前に申請あって、いわき浪江線沿いの廃品回収業の金物の一時ストックヤードという場所があったのですけれども、あそこ何も、本来であればフェンスを立てて、環境に配慮して事業を行うということだったのですけれども、何もされていない状況なのです。でも、転用後なので、もう農地ではないので、我々の手から離れているので、我々には拘束力も権限もないということになると、許可申請したならばノータッチというような、現状そういうふうになってしまうのですか。その後の指導とかはできないという認識でよかったですでしょうか。事務局のほうに確認です。

○議長（佐藤清隆君） はい。

○事務局副主幹兼農地調整係長（伊本和明君） 今お話しいただいた件、私のほうでも実際現場のほう確認してしまして、転用を認められた後に地目が農地から変えられて、事業が申請されたとおり実施されずに、ほかの方に売買されているという実態はつかんでおります。そういったことに関して、こちらのほうでも何ができるのかというのはちょっと考えさせていただいてはいるところなのですが、まずは申請書の段階で、その目的に確実に実施されるのかという確認をもっと徹底しなければならぬなというふうに感じているところではあります。ただ、それをどこまで詰められるのかというのは、今後いろいろ考えていかなければならない。そういった事業をするに当たってしっかり見積り取っているのか、その見積りは正しいのかというのをどこまで詰められるのかというのは、ちょっとまだ結論は出ていないところではあるのですが、許可後にそういったことをされてしまうと、その許可の取消し自体ができない。許可は、取下げを出してもらって、なくすことはできるのですが、そうい

うのをまた所有権移転されてしまうと、もう何もできないというのもございますので、そういった事例が発生しないよう、当然そういったことを起こした申請者に関しては、事業実施の信頼性がないということで、そもそも申請を受け付けないということは可能かと思うのですが、起きてからの対策だけではなくて、事前に何かできるかというのは、もうその事業、申請された事業の中身がどこまで信用できるのか、実際やられるのかというのをどこまで確認といいますか、できるかというのをちょっと詰めていきたいと考えております。

以上です。

○8番（小坂竜也君） 現状理解しました。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） では……

〔「議長、ちょっと待って」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） はい。

○4番（塚野芳美君） 先ほどの、深く突っ込むのをやめたのですけれども、一旦許可したのものも、町のほうから進達して、県のほうで一旦許可したものを取消しができるはずなのですよ。過去にそういう事例ありますから、震災以前の話ですけれども。ちょっと知り合いのところで、やっぱりあれしたら取消しがされたというあれがあるので、だからはっきり言ってごまかして通ってしまったらそれで終わりではないはずなので、もうちょっとよく調べたほうがいいと思いますよ。

○議長（佐藤清隆君） 今いろいろ何か深刻な問題、許可された後のことをどう対応していくということなので、これは町のほうの、農業委員会とはまた別な機関で何か対策を取ってもらうような形も考えていかななくてはいけないのかなというふうに思いますけれども。農業委員会だけの権限ではどうしようもない、許可を出してしまったわけだから。

○事務局長（原田徳仁君） まず、農地というものを別な用途に使っていく、転用という部分の入り口がこの農業委員会で、計画がちゃんとなるのだろうねという確認をした上で、いいでしょうとなるはずなのです。その後、何もせずに転売、あるいは財産を回していくという感じになってくると、それはちょっと本末転倒なので、何のために、今ほどのお言葉を借りれば、ごまかしてやっているのではないかという話になってしまいますので、ここは許可のときに条件付でまずつけるということが1つあるかと思います。加えて、今ほど委員からもおっしゃられた点、取下げというのは申請だと思っているのですが、ちょっともう一回確認します。そこまで及ぶかどうかという部分が、県というか、転用許可権者としての権利というかがどこまで及ぶかというのをもうちょっと、強制力ですよ。そっちのほうは、ちょっともう一回確認します。

○議長（佐藤清隆君） そんなことでよろしいでしょうか。

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） それでは、農地パトロールのほうよろしくお願いします。

閉 会 （午前11時00分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年3月18日

委 員 渡邊 康男

委 員 笹山 光政